

民間支援団体との連携・協力について

## 1 団体に関する基礎情報

## (1) アメリカにおける民間の被害者支援団体について

ア NOVA（全米被害者援助機構、National Organization for Victim Assistance）について

## (ア) 概要について

ペンシルベニア州チェスター郡の犯罪被害者センターのように、各州、各郡の支援センターは、NOVAに加盟する形で傘下に入る。NOVAの傘下団体の数は、7千とも1万とも聞いており、ネットワークを緩やかに形成しているのではないかと思われる。

名前は、よく知られている団体ではあるが、団体としての規模は意外に小さく、地元の被害者支援センターの方が大きいのではないかと思うくらいである。

## (イ) 活動内容について

NOVAの業務内容は、基本的には、支援センターへの助言であり、新しい支援センターの設立の相談があったときなど、提供する最低限のサービスや、運営のノウハウなどを助言している。また、NOVAはワシントンDCにあり、連邦やその近郊で、法律が新しく成立したり、法改正が行われた際にはニュースを流している。

2つ目に力を入れていることは啓発であり、NOVAの加盟団体は、それぞれが地域の中で小さいセンターとして活動しており、被害者の声や被害者運動という意味では声をなかなか上げづらいため、NOVAが代表して、政府や全米に対して大きくメッセージを発信している。

3つ目は、被害者の権利を主張したり、法改正を含めた被害者運動の展開である。NOVAは、毎年、年次大会を開催しており、そこでのNOVA関係者のスピーチは、ほとんどが政策提言に関する内容であった。現在、一番大きな目標として掲げられているのは、被疑者・被告人の権利との兼ね合いがあり、なかなか難しいものの、合衆国憲法を改正して、被害者の権利を盛り込むことである。このため、まずは州の憲法に被害者の権利を盛り込むことを目標としており、全州の憲法が改正された後に、合衆国憲法を修正することを考えている。

また、現在、刑事裁判における被害者の意見陳述も州によっては認められておらず、また、認められている場合であっても方法が州によって異なるため、改正を働きかけている。ペンシルベニア州のように、書面の提出（Victim Impact Statement）による方法でしか認められていない州もあり、被害者からは、例え読み上げる形であっても、裁判官・陪審の耳に届くよう、時間をとって口述で行うことを認めてほしいとの要望がある。また、前述（資料3-1）のとおり、性犯罪の被害者であっても裁判は公開が原則になるため、被害者のプライバシーを守る方法について提言を行っている。

このため、政策提言等のアピールがなされる場であり、全米から何百人が集まる年次大会の運営が、NOVAの業務として大きいものと思われる。NOVAの加盟団体に対する研修もこの年次大会の中で、4～5日かけて行われており、各州の被害者支援センターからの報告やディスカッション形式のワークショップが行われている。

研修では、様々なプログラムが行われており、例えば、ある犯罪被害者支援センターで扱った事例、ヘイトクライム、児童虐待、性的暴力、DV等についてのセッションや、カウンセリング、緊急介入、付添の方法、退去命令のとり方のノウハウ等のセッションが用意されている。

#### イ ペンシルベニア州の被害者支援センターについて

アメリカにおける地域の被害者支援センターは様々であるが、今回のヒアリングでは、准教授自身がインターンして活動したペンシルベニア州の「チェスター郡犯罪被害者センター（Crime Victim's Center of Chester County, Inc.）」を紹介してもらった。

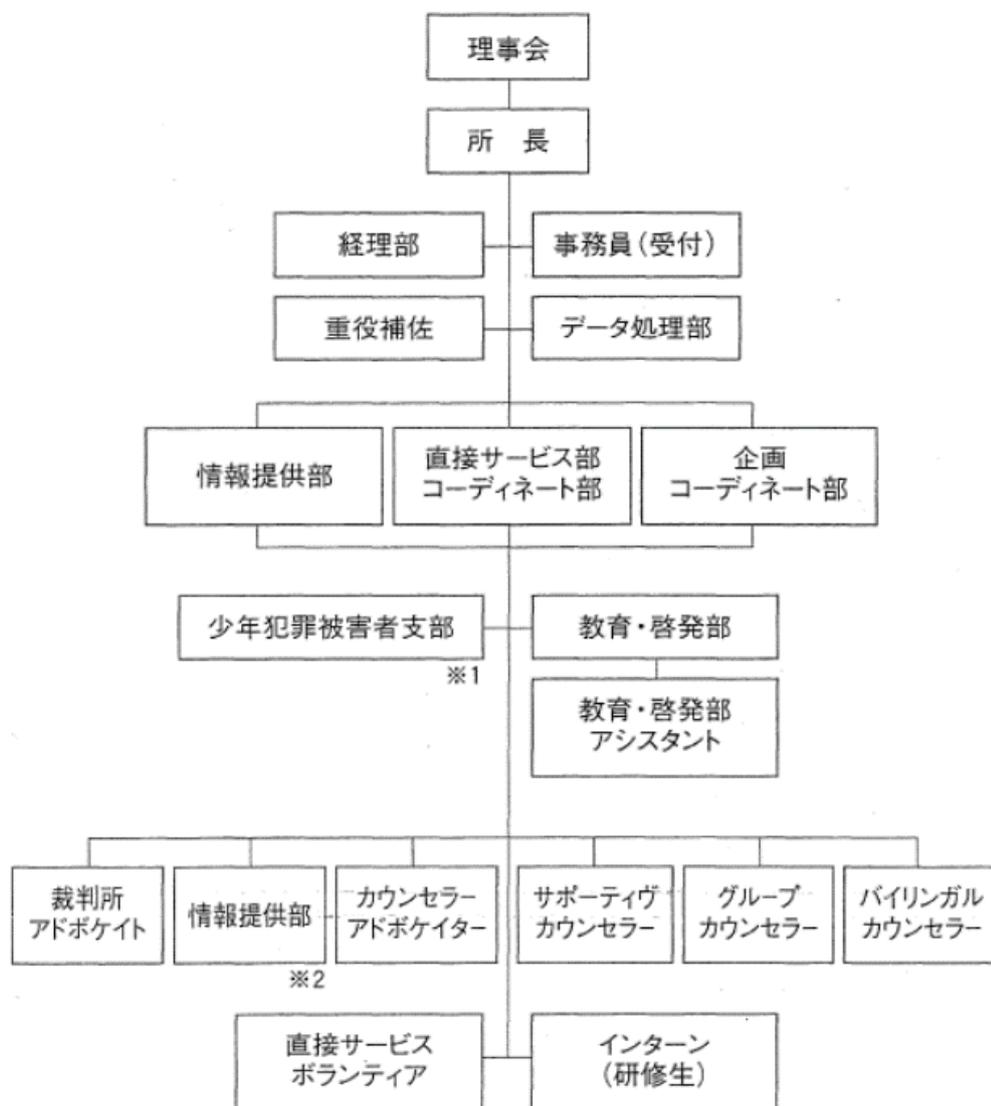
#### (ア) 被害者支援センターの概要について

本センターは、NOVAが設立される2年前の1973年（昭和48年）に「レイプ・クライシス・センター（Rape Crisis Center）」として設立された。1970年代は、犯罪被害者の権利運動が全米で大きな動きを見せた時期であり、1976年（昭和51年）には、性犯罪以外の犯罪にも支援対象を拡大した。

センターの組織は以下の図のとおりである。

理事会と所長を頂点に、「情報提供部」「直接サービス部」「企画部」の三本柱がある。この三つの部にそれぞれスーパーバイザーがおり、そのもとで実際的な支援をし、それぞれのケースを担当するカウンセラー／アドボケイターがいる。この他にも、検察庁内に開設された「情報提

供部」、少年裁判所内に開設された「少年犯罪被害者支部」、「教育・啓発部」といったセクションがある。



※1は少年裁判所内のオフィス  
※2は検察庁内のオフィス

2010年(平成22年)現在、センターの事務方は、所長の秘書(ボランティア)を含めて3名しかおらず、その他は、支援スタッフであり、スタッフは合計で約40名強ほどである。

常勤のスタッフになるためには、大卒以上で、かつ心理学、福祉学あるいは法律学、ソーシャルワーク等を専攻したことが要件である。性別は男女問わないが、女性の方が結果的に多い。採用後は、半年間の試用期間があり、その後に正式に採用となる。年収は、私が少し聞いた限りでは、日本の平均的な企業の大卒初任給程度であった。

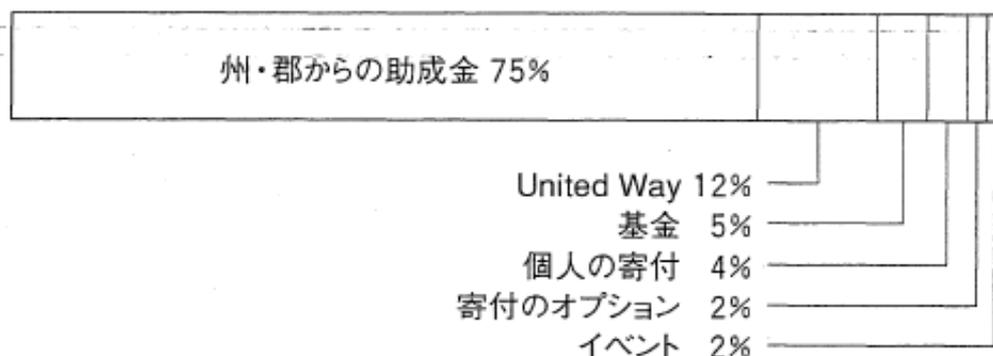
スタッフになるための研修（トレーニング）は、午後6時から9時までの3時間の研修を15コマと、ロールプレイングを3コマ受講することになる。研修の講義は、センターのスタッフが講師を担当するが、実際に被害者支援を行っている専門家やサバイバーなどをゲストスピーカーとして招くことがある。また、必要に応じて、ベテランのスタッフが、新米のスタッフに対し、指導医と研修医のような関係でトレーニングを行う。

(イ) 被害者支援センターの収入について

被害者センターのサービスは、すべて無料で提供されており、センターの収入の約75%は、州と郡からの助成金である。この助成金は、州の税金ではなく、加害者から徴収した罰金、過料、または交通違反の反則金などを財源としている。

おおまかなセンターの収入源は、「グラフ1」のとおりである。

グラフ1 犯罪被害者センターの収入内訳



また、収入の12%は、ユナイテッド・ウェイ（United Way）からである。<sup>1</sup>それ以外に、少額の基金であっても、こまめに申請しており、事務的なペーパーワークを行うためのボランティアもいる。現在、センターのHPを見る限り、13の基金から寄付をもらっている。会員制度（メンバーシップ制）はとられていない。

(ウ) 被害者支援センターの支出について

本センターがオフィスを1時間運営するには、50ドル（約6千円）

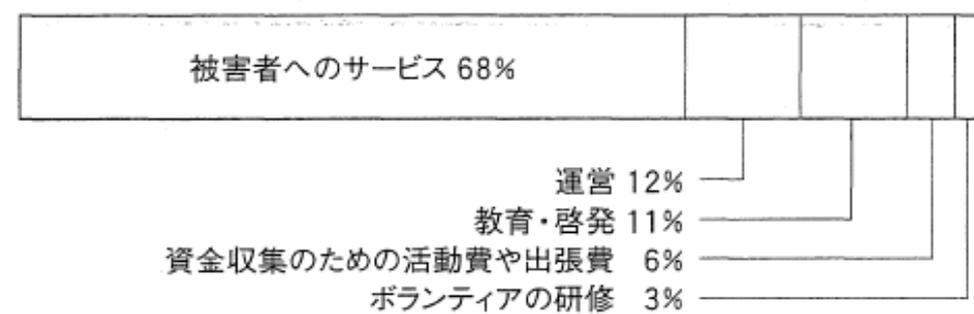
<sup>1</sup> ユナイテッド・ウェイ（United Way）は、共同募金の団体であり、非営利団体の活動のために、善意で集められた寄付金を割り振っている。寄付金を割り振るに当たっては、毎年、厳しい審査を行い、優秀な団体に多く割り振っている。ユナイテッド・ウェイは、支部が細かく分かれており、各支部から支給される金額は少額であるため、本センターでは、当該地域から申し込みできる5つの支部のすべてに申請している。

必要だといわれている。また、危機介入に始まり、警察や病院への付添、裁判所のエスコートまでの一連のサービスを1人の被害者に提供するには、おおよそ百時間は必要である。

被害者へのサービスのためにかかる1年間の費用は、1998年（平成10年）で、44万ドル（約52百万円）である。その他、地域への啓発プログラムやスタッフ・ボランティア養成のための経費をあわせると、1年間の総支出額は、64万ドル（約75百万円）となる。

支出の概要は、「グラフ2」のとおりであり、被害者へのサービスのための経費がおよそ7割近くを占める。このなかには、スタッフの給料、事務所の賃貸料、電話代、郵便などの通信費、各種備品代や消耗品代が含まれる。また、教育・啓発プログラムで約11パーセント、資金収集のための活動費や出張にかかる経費が約6パーセントで、ボランティア研修にかかる経費が3パーセントとなっている。

グラフ2 犯罪被害者センターの支出内訳



## (2) イギリスにおける民間の被害者支援団体について

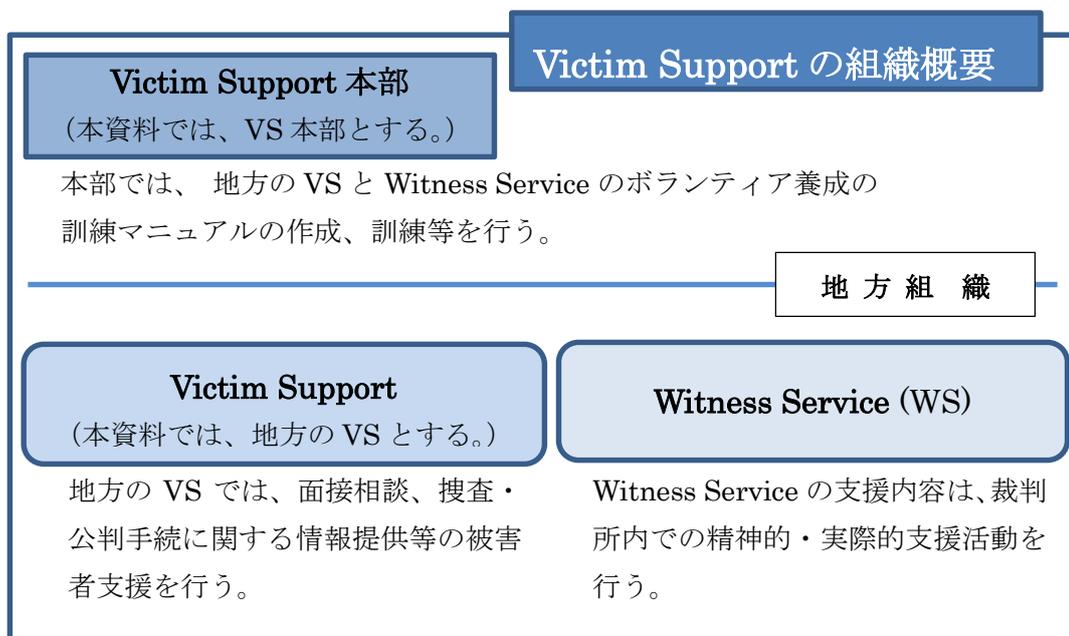
### ア Victim Support の概要について

Victim Support は、イングランドとウェールズにおける被害者・証人に対して支援を行う独立した慈善団体である。本部はロンドンにあり、各地に地方の Victim Support（以下、地方のVSという。）、各刑事裁判所と治安判事裁判所に Witness Service (WS)がある。

地方のVSの支援内容は、面接相談、捜査・公判手続に関する情報提供、その他の被害者関係機関に関わる際の援助、犯罪被害補償と保険制度の情報提供、その他の支援機関との連携である。2013年（平成25年）度は、138千人以上の被害者支援を行った。

各地方の裁判所内で実践している Witness Service の支援内容は、裁判所内での精神的・实际的支援活動に特化したものであり、常駐のボランテ

ィアが、出廷する被害者や証人の求めに応じ、公判手続の説明、法廷内の案内、証人付添いサービスを行っている。Witness Service では、約 4 万人の知的障害者等の要支援証人と 12.7 千人の児童証人に対して支援を行った。



## イ Victim Support の組織体制について

Victim Support は、以下の組織体制になっている。

### (ア) Victim Support (本部) 組織について

- ・ 理事長 (President) HRH Princess Royal
- ・ 副理事長 (Vice President)
- ・ 全国会合 (Assembly)  
議長、各地区 (East of England, East Midland, London, North East, North West, South East, South West, Wales, West Midlands, Yorkshire and the Humber) の代表者によって構成される。
- ・ 財政委員会 (Finance Committee)  
理事会の財政上の運営責任と義務を果たしうるよう努める。
- ・ 監査委員会 (Audit Committee)  
慈善法人としての Victim Support の対内的・対外的な監査、リスク、質につき責任をもつ
- ・ 管理及び人事委員会 (Governance and Nominations Committee)  
理事会がコーポレート・ガバナンスの責任と義務を果たしうるよう

する。

- ・ 給与委員会 (Remuneration Committee)
- ・ 平等・多様性・包括委員会 (Equality, Diversity Committee)  
Victim Support の活動に係る支援が、多様性は認めつつ平等かつ包括的に処理されるようにする。
- ・ 慈善法人 Victim Support  
事務局長、セクレタリー

(イ) Victim Support (本部) の人員について

事務局長	1名
副事務局長	1名
社会内支援課	14名
財政管理課	6名
資金運用・マーケティング課	3名
情報技術課	5名
広報課	7名
人事課	2名
企画課	9名
訓練実施課	7名
電話相談課	6名
殺人遺族の会担当	1名
合計	53名

Victim Support (本部) では、地方組織のボランティア養成の訓練マニュアルの作成と、ボランティアの能力に応じて、殺人、DV、性犯罪、強盗、侵入盗など犯罪類型別に訓練を行っている。

(ウ) 地方組織 (地方のVS及びWitness Service) について

全国30行政区において、地方組織が設置されており、被害者や証人に対する支援が行われている。地方組織は、有給スタッフ(1,500名)と、無給のボランティア(全体で5,600名)で構成されており、3分の1が35歳以下、約5分の1が25歳以下となっている。

ボランティアには厳しいトレーニングにより高度の対人支援能力を体得させるが、DV、殺人、強姦などの犯罪別に要求される問題、住宅問題や医療問題などは、専門家の協力を求めている。

(エ) Victim Support の財政状況について

Victim Support の財政状況は、下記のとおりである。

収入： 48,351千ポンド (約89億円)

支出： 47,211千ポンド (約87億円)

内 訳

(単位：千ポンド)

収 入		支 出	
資金収入	£ 1,929	資金調達費用	£ 585
寄付	£ 1,135	寄付金調達費用	£ 398
資金調達活動	£ 245	資金調達取引:売上原価及び他経費	£ 187
・資金調達イベント	£ 122	慈善活動費用	£ 46,191
・売買業務	£ 121	被害者及び目撃者へのサービス	£ 45,329
・後援	£ 2	・被害者支援	£ 23,130
投資収益	£ 549	・証人支援	£ 11,777
・受取配当金	£ 155	・殺人遺族支援	£ 2,673
・銀行預金利子	£ 394	・DV	£ 3,351
慈善活動収入	£ 46,142	・性犯罪	£ 415
法務省からの補助金	£ 39,237	・反社会的行動	£ 1,199
・コアの支援	£ 36,000	・ヘイトクライム	£ 255
・殺人遺族支援	£ 2,400	・児童被害者、証人	£ 765
・その他	£ 837	・修復的司法	£ 247
地方自治体等	£ 5,123	・その他の企画	£ 1,517
警察及びその他機関	£ 376	施策及び広報啓発	£ 862
信託	£ 72	事業管理費	£ 435
その他補助金及び契約	£ 1,334		
運用資産の利得/(損失)	£ 280		
<b>合 計</b>	<b>£ 48,351</b>	<b>合 計</b>	<b>£ 47,211</b>

※法務省からの補助金が、収入の8割を占めている。

※総支出£47.2mのうち、£33.5mが人件費である。

Victim Support が、政府から財政援助されている理由については、これまでの経緯等を確認する必要がある。

イギリスでは、1964年(昭和39年)に、犯罪被害者補償制度が創設され、被害者には経済的支援がなされていたが、いわゆる2次被害や裁判等に関する情報が満足に入手できておらず、被害者は、刑事司法に対する信頼感がないだけでなく、非常に孤独な状態に置かれていた。

このような状況において、また犯罪者の社会復帰支援の一環で被害者や国民の理解を得るため、1974年（昭和49年）にブリストルで、Victim Support の前身に当たる組織（Bristol Victim Support Scheme）が設立された。

このような理由から、設立メンバーには、保護観察官（probation officer）が多く、設立以降は、保護観察や特に地域の警察と連携し、密接な関係を築きながら、草の根運動として広がり、1978年（昭和53年）には被害者支援組織が全国30箇所でき、1979年（昭和54年）に全国ネットワーク化された。1980年（昭和55年）に、ロンドンに本部（National Office）が開設される。

活動資金は、初代事務局長のヘレン・リーブス（H. Reeves）らの働きかけにより、個人のトラスト（personal trust）だけでなく、1979年（昭和54年）から内務省（Home Office）のボランティア支援課（Voluntary Services Unit）から本部に提供されるようになった。（地方組織に対しては、1987年（昭和62年）から提供）<sup>2</sup>

これは、1979年（昭和54年）に、サッチャー政権が誕生し、「法と秩序政策」が進められていたが、犯罪抑止対策の一環として、被害者対策を講じることにより、刑事司法制度に対する被害者等の信頼を獲得する必要があったことがあると考えられる。

Victim Support は、ボランティアが警察と連携して被害者支援を行う組織であり、ボランティアは地域社会において犯罪が惹き起こす侵害や影響について十分認識していることから、被害者や証人に対する精神的・实际的支援は、行政機関が行うよりも、Victim Support が行ったほうが効果的であると判断した（Report by the Comptroller and Auditor General 17）。

また、被害者対策のために別途公務員を雇うよりも安上がりの被害者対策であったためと考えられる。（Victim Support は、2012年度年次報告書において、5,600人のボランティアが21百万ポンド（約39億円）に相当する働きをしていると強調している。）

現在、所管している法務省（Ministry of Justice）<sup>3</sup>は、財政負担が大きいことから「交付金（Grant-in-Aid）」を減らすため、Victim Support に対して、自治体、企業、個人の篤志家等からの補助金や寄付等により財源を求めるべきであると説いている。（これに対して、Victim Support

---

<sup>2</sup> なお、現在の根拠法令は、2006年慈善団体会法（The Charity Act 2006）第70条、作業報奨金法（The Prisoners Earnings Act）第2条1項(a)である。

<sup>3</sup> 2007年の省庁再編により設置。

は、その場合、地域差や年度による変化があり、予算が立てにくく、十分な被害者支援が行えないと反論している。)

現在、イギリスでは、各自治体での被害者支援について重要な役割を果たす「警察及び犯罪コミッショナー (Police and Crime Commissioners)」(以下、PCCと略称する。)が、2014年度(平成26年度)にできたため、Victim Support への補助金のコアとなっている24百万ポンド(約44億円)を削り、その活動資金として回すことを検討している。

PCCとは、地域社会の治安維持を責務とする従来の警察当局の対応が不十分であると、与野党を超えた要請で誕生したもので、2011年警察改革及び社会的責任法(The Police Reform and Social Responsibility Act 2011)を根拠法としている。PCCは18歳以上の市民の中から選挙で選ばれ、3年間の任期である。PCCの主要な役割は、地域社会における警察の職責を最も効果的に機能しうるものにする事、及び地方の警察行政を統括する警察本部長を支援することであり、2012年11月22日からPCCのオフィスが活動を始め、2014年10月から支援活動を開始している。その役割の中でも重要視されているのが、被害者と証人に対する支援であり、カウンセリング、再被害防止策の助言、性犯罪やDV犯罪被害に対する専門的支援等を実施し、立ち直りに貢献することにある。

一方、従来から Victim Support が支援活動を展開しているが、PCCとの関係は、Victim Support がボランティアの非専門家による精神的・实际的支援を行うことが中心であるものの、近年は専門家による支援も積極的に展開しているところ、PCCは専門家による支援を行うことにあるため、競合する部分が大きく、棲み分けがうまくいくか、今後の動きが注目される。

#### ウ Victim Support の課題について

Victim Support が、今後行うこととしている活動は以下のとおりである。

#### (ア) 「警察及び犯罪コミッショナー (Police and Crime Commissioners)」との協力関係

前述の「警察及び犯罪コミッショナー (Police and Crime Commissioners)」に対して、Victim Support の支援が高いレベルにあることや、警察力を被害者支援に一層立ち向かわせ、被害者の声を刑

事司法により反映させられるように、キャンペーンをはることとしている。

(イ) DVの被害者支援について

DV被害者に彼らが今後深刻な被害に遭わないように、その支援のための訓練マニュアルを整備することとしている。

(ウ) 子供や性犯罪の被害者への配慮について

児童証人や性暴力の被害者等の要支援の証人に対する反対尋問を行う被告人側弁護士に、2次被害防止の訓練を受けさせ、反対尋問の繰り返しによるトラウマを防ぐため期日前の証言を取ること等の配慮を払う。

(エ) 修復的司法の実現

Victim Support は、修復的司法 (Restorative Justice) を被害者にとっても有益な制度であると位置づけている。その根拠として、①被害者に犯罪が与えた影響を加害者に話す機会がある、②犯罪と犯人に関する質問の回答が得やすい、③犯人の行動に対して異議を唱えたり非難したりできる、④謝罪や損害回復の機会がある、⑤正義感や気持ちの整理が付く、⑥刑事司法に対する信頼感が増大する、⑦心的外傷症候状態が緩和することを挙げている。

法務省も、近時、修復的司法の採用を積極的に取り入れ、刑事手続きのどの段階においても修復的司法が行えるようなアクション・プランを立てており、最新の2014年版では、2018年3月までの間に被害者に視点を置いた修復的司法の展開を図る企画が実施されつつある。

(3) ドイツにおける民間の被害者支援団体について

ア 白い環の概要について

(ア) 総論

1976年(昭和51年)9月24日に、ドイツ第二国営放送(ZDF)のキャスターのEduard Zimmermannら18人によって創設される。なお、現在は、ハンガリー、オーストリア共和国、スイス連邦等にも白い環は存在している。

白い環の連邦本部(Bundesgeschäftsstelle)は、マインツ(Mainz)

に設置されており、全16州に本部(Landesbüro)が設置されている(バイエルン(Bayern)州とノルトライン・ウェストファーレン(Nordrhein-Westfalen)州には、それぞれ2つの本部が設置されている。)

実際の被害者支援は、本部では行っておらず、個々の支援員がその自宅(Aussenstelleと呼ばれる。個々の被害者支援を実際に行う「事務所」は存在しない)から出向いて行う。

#### (イ) 白い環の職員

有給の職員は、80人ほどであり、無給の職員(Ehrenamt)が、3千人ほどいる。

職員は、被害者支援に理解があることが前提である。職員のバックグラウンドは、現役・退職警察官、裁判官、検察官、弁護士、心理学・心理カウンセラー等が多い。

#### (ウ) 白い環の財政状況について

白い環の財政状況は、下記のとおりである。

##### ① 収入: 14,960千ユーロ(約22.0億円)

うち、特記すべきものとして、以下の収入があげられる。なお、白い環は、国に属さず自立をしている団体であることを標榜している。

- ・ 寄付: 8,485千ユーロ(約9.5億円)
- ・ 会員の会費: 1,757千ユーロ(約2.6億円)

個人会員は、月額2ユーロ、3.75ユーロ、5ユーロ、またはそれ以上の指定した会費を各自支払う。<sup>4</sup>白い環のパンフレット等の末尾には、白い環の加入・寄付の申込書が添付されていることが多い。

- ・ 区簡易裁判所による交通事故関係事件の罰金の引当金: 1,751千ユーロ(約2.6億円)

##### ② 支出: 14,283千ユーロ(約21.0億円)

うち、特記すべきものとして、以下の支出が挙げられる。

- ・ 被害者支援の支出: 6,231千ユーロ(約9.2億円)
- ・ 人件費: 3,809千ユーロ(約5.6億円)

---

<sup>4</sup> 夫婦で会員の場合は、月額3.75ユーロ、5ユーロ、10ユーロ、またはそれ以上の指定した金額。それ以外の生徒、大学生、職業訓練生等の会員は、月額1.25ユーロ、2.5ユーロ、3.75ユーロ、またはそれ以上の指定した金額。

## (エ) 活動内容

### ① 犯罪予防

白い環は、犯罪の被害を受けてから支援をするよりも、犯罪の被害に遭わないようにすることが重要であるという基本的な考え方があり、犯罪予防に力を入れている。

具体的には、パンフレット等により、犯罪予防のアドバイスを行っており、例えば、ドイツのスーパーマーケットにおいて、レジ近辺に「買い物袋から財布をとられないように注意をしましょう」などのステッカーが張られている。

### ② 犯罪被害者支援

白い環は、被害者（犯罪被害者及びその家族）への支援だけでなく、それに携わる者の育成・研修、他の民間被害者支援団体への支援・連携を行っている。

被害者支援に携わる者の育成については、本人の希望があれば、担当者が面接により資質を判断してから、ゼミナールに参加させるなどして研修を行う。2013年（平成25年）には、85のゼミナールが開催され、定員1,728名に対し1,537名の参加があった。

研修内容は、被害者との電話相談、各類型（性的虐待・家庭内暴力・ストーカー）の被害者支援、刑事手続への付添い等のテーマに分かれており、事前に公表されたゼミナールの内容・実施地・実施日時を確認して、各自が希望するゼミナールに参加する。

研修は、ドイツ全土で実施されており、そのための宿泊施設も用意され、週末の金曜日から日曜日にかけて実施されている。研修は、被害者支援の経験等を積んだ者や、大学の先生、心理学者等が担当しており、講義形式ではなく、事例等を議論しながら進めるゼミナール形式で行われている。



広報誌（表紙・A4 サイズ）



（研修風景を紹介しているページ）

### ③ 社会に対する啓蒙活動

白い環では、社会に対する啓蒙活動を行っており、白い環の代表者等が連邦・州政府の要人と面会して実施している。また、その活動状況は、広報誌に掲載している。



広報誌（表紙・A4 サイズ）



（活動状況を紹介しているページ）

### ④ 被害者に関する学術研究の成果の公刊

白い環の会員の中には、退職した裁判官、検察官、弁護士、心理学者、医師等がおり、それぞれの専門分野の諸問題について研究を行い、その成果を公刊している。

### ⑤ 立法へのプレッシャーグループとして被害者保護立法に寄与

④の学術研究の成果を基に、被害者の視点からの政策提言を行っている。

## 2 連携・協力のための取組

### (1) アメリカ（チェスター郡犯罪被害者センターの状況）

#### ア センターと関係機関・団体との状況

チェスター郡においては、日本の連絡協議会のように関係機関・団体が一堂に会して集まる場面はなかった。それぞれが独立して支援を行っているため、センターが核となり、センターと病院、センターと警察、センターとDVセンターのように、2者間で連絡会議を開催しており、それぞれの関係機関・団体をつないでいる。連絡会議では、具体的なケースや、その対応に係る反省点など、地元の実務的な内容の情報交換が行われている。

#### イ 警察との連携状況について

日本の早期援助団体のような制度はないものの、事件が発生した場合は、被害者の同意に関わらず、直接、警察からセンターのホットラインに電話があるため、センターは事件の概要を把握している。被害者の個人情報、電話では教えられず、スタッフが警察等へ行き、被害者から直接聴取することになる。ただし、すべての州がこのような体制になっているわけではなく、警察と連携が取れていない場合もある。

#### ウ 裁判所との連携状況について

裁判所からセンターに対して、その日の開廷リストが毎日 F A X で送付されて来る。センターとつながりがある被害者の場合は、事前に公判の日程を把握しており、その日程の確認を行うためのものである。しかし、そのリストをチェックし、まだ連絡が直接とれていない被害者の裁判についても、必要があると判断すれば、スタッフが裁判所のロビーで待機することがある。

#### エ 弁護士との連携状況について

アメリカにおいて、民間団体及び行政機関は、弁護士とはほとんど連携を行っていないと思われる。弁護士への依頼は、被害者個人の訴訟活動という個人の利益・不利益に関わることであり、日本のような被害者の精通弁護士リストがあることは想像できない。

### (2) イギリス（主に Victim Support と関係機関の状況）

#### ア 法務省との関係

法務省が Victim Support の監督官庁であり、多額の「交付金 (Grant-in-Aid)」を Victim Support に出して、被害者対策を講じている。ただし、交付金については、前述の動きがある。

#### イ 警察との連携

Victim Support は、設立当初から警察と連携をとりつつ被害者対策を展開しており、警察署内に事務所がある V S 地方支部もある。

警察が捜査過程で得た被害者情報のうち、氏名と連絡先、事件名の情報については、軽微事犯の場合は「自動付託 (Automatic Referral)」制度により、情報が警察からネットを通して地方支部へ送られる。重大事犯の被害者の場合は、その同意を得た上で、被害者情報が送られる。

なお、数年前の状況であるが、Victim Support のボランティア選任の際に、その管轄地の警察署長も審査に加わっていた。

#### ウ 裁判所との連携

刑事裁判所と治安判事裁判所のなかに、Victim Support の Witness Service の事務所があり、同所に常駐するボランティアが法廷の案内や刑事手続きの紹介、付添いサービスなどを行い、証人を精神的に支えたり、情報提供したりする。ただし、法律問題の相談だけでなく、証拠に関する話し合いもできない。

#### エ 自治体との連携

イギリスにおける自治体については、資料 3-5 「その他のヒアリング項目について」参照。

#### オ 刑務所との連携

Victim Support よりは法務省であるが、犯人が受刑中においても被害者主導の修復的司法 (Restorative Justice) を刑務所内で行っている。

#### カ 民間団体との連携

DV や性犯罪のハイリスクの状態にある被害者に対して相当程度深く徹底した支援を行える専門家（全国に 70 名以上いる）とともに、「家庭内暴力に協力的に対抗する会 (Co-ordinated Action Against Domestic Abuse)」の協力を得て、I D V A s (Independent Domestic Violence Advocates、独立のDV擁護組織) を設立し、支援を提供している。

また、ヘイト・クライム (Hate Crime) についても、社会の中でも最も支援の必要な問題として、関係機関と連携しつつ取り組んでいる。

### (2) ドイツ (白い環と関係機関の状況について)

#### ア 白い環における相談の受理について

白い環のパフレットは、警察署にも備え付けられているほか、電話帳、スーパーマーケットのレジコーナーのステッカー、ホームページ等で市民に情報を提供している。近年では、ヨーロッパ全域から無料でアクセスできるホットラインが新たに設置されている。(Opfer-Telefon 116 - 006)



(白い環パンフレットより)

また、例えば、病院などの他機関から白い環への紹介もある。

なお、刑事訴訟法により、捜査機関の職員は、被害者に対して、できるだけ早い段階に、通常は書面で、被害者の理解できる言語で、支援団体による支援が受けられる旨を告知することが義務付けられている。(刑訴法406条h第1項5号)

#### イ 白い環における被害者支援について

白い環による被害者支援は、個々の支援員が被害者本人の求めに応じて、人として寄り添い、個人的に面倒をみる形で行われている。このため、被害者が求めるものを、支援員が各自で判断をして、その人にとって相応しいと思われる支援を実施する。

被害者支援の範囲は、警察・裁判所における取調べへの同席・付添、役所との折衝、病院への付添い、犯罪被害者補償法や保険会社への保険の請求の手助け等多岐にわたる。実務上、白い環と警察は良好なコミュニケーションを構築していることから、参考人取調べの際の同席・付添は問題がないようである。